

3506

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫 其他

宣誓口供書

辰 見 榮 一

一、私、辰見榮一は先づ正式に宣誓し茲に左の通り供述いたします

の先の口供書に略述してありますから、此處では繰り返しません。私

は一九三六年（昭和十一年）から一九三八年（昭和十三年）並に一九

三九年（昭和十四年）から一九四二年（昭和十七年）まで英國駐在の

武官であり、一九三〇年（昭和五年）から一九三三年（昭和八年）に

かけては武官補でありました。私は一九四二年（昭和十七年）の九月

交換船で日本へ送還されましたが、この時英國大使館員は之と引替へ

に英國に送還されました。上村氏は私共が日本へ歸る當時、代理大使

であり又大使館員の長でありました。氏は、在外使節の長として一九四一年（昭和十六年）の五月か六月に歸朝した重光大使の後継者でありました。

二、大使館附武官並に武官補としてロンドンに駐在して居りました間、私は直接参謀總長に對して責を負ふて居りました大使とは會議事項について關係があつただけでありました。日本の軍隊の組織の下では武官を任命し、指揮し、監督し解任するのは軍當局であり武官の配屬を受けてゐる大使自身には武官に對する權限がないのであります。

三、在外武官の任命を左右する大きな要素一つは任命さるべき將校の語學能力であります。私の場合、語學教育は英語に集中されて居りましたし、私の海外勤務は専らロンドンでありました。

四、太平洋戦争が終つた時、私は日本陸軍の中將でありました。

辰 見 榮 一（署名）

右は本一九四七年九月二十九日自分の面前で署名宣誓せられたるものなり。

管理將校歩兵中尉

バーナード・エイ。ヘガドン（署名）